

★ご挨拶

6月に入り、4月に入社した新入社員が2ヶ月間の研修を経て部署配属されることになりました。私の部署にも新人が配属されましたので、これからちょくちょく本ニュースにも登場することと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

皆様の会社ではどのような新人研修をされているのでしょうか？インターネットで検索すると、いろいろな研修内容が見つかりますが、有名な研修内容としては、

【竹とんぼ研修】

「日本一の竹とんぼを作ろう」をテーマに3人1組で挑戦し、「自己満足の製品ではなく、お客様が満足する品質のものを作る」ことを気付かせることが目的。

【自衛隊研修】

最近、導入している企業様が多いようですが、チームワークを強化するための連帯意識向上を目的に実施されています。ちなみに、1人1日あたりの経費は約1,500円と非常にリーズナブルなことも、導入企業が増えている要因のようです。

いずれの企業様も、自社の理念や製品・サービスの根幹を担う考え方などを叩き込むために実施されているようです。

当社でも来年度の研修では、「上司の立場」というものを理解させるために、大学と協同した「産学連携プロジェクト」を実施しようと考えています。新入社員を学生たちのリーダーとし、1つのプロジェクトの完遂を目標に学生のマネジメントを行わせます。そうすることで、新入社員は上司という立場を理解できるとともに、企業としても大学との繋がりができるため、一石二鳥の研修となっています。

もし、ご興味のある企業様がいらっしゃれば、ぜひお声かけください。

★有価物（売れるもの）にマニフェストを交付してもよいのか？

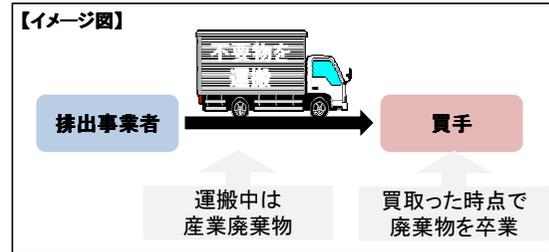


お取引先からたまに「有価物にマニフェストを交付することは違法ですか？」という質問をいただきます。マニフェストは廃棄物に対して交付するもの、という理解が一般的かと思いますが、廃棄物処理法では「廃棄物にはマニフェストを交付する（一部例外有）」と義務付けされており、決して「廃棄物以外に交付してはならない」とはされていません。そのため、有価物を管理するためにマニフェストを交付することは違法ではありません。

個人的な見解を述べさせていただくと、廃棄物と有価物で同じ書式のマニフェストを使ってしまうと、毎年6月の行政報告の際に「あれ？このマニフェストは有価物のだけ？廃棄物のだけ？」と、社内で混乱を招いてしまう可能性があるため、有価物には自社で管理したい項目を網羅した独自の書式を使用することをお勧めしています。

【今月のコラム】につきましては、文字数の都合上、中止とさせて頂いております。

★買取金額よりも運搬金額が上回ってしまう場合



よくある事例ですが、ある不要物が発生し、その不要物を買取ってくれる企業に、1キログラムあたり50円で売却したとします。しかし、不要物の運搬を他社に依頼した時に、運搬費用が1キログラムあたり100円かかってしまった場合、マニフェストは必要なのでしょうが？

結論としては「運搬途中はマニフェストが必要で、買手に渡った時点で廃棄物でなくなる」ということになり、マニフェストはB1票で完結します。参考になるのは、環境省が平成25年に発行している「環廃産発第130329111号」という通知です。この通知は平成17年に始めて交付され、平成25年に一部改定されています。平成17年の時点では、運搬費が買取費を上回る場合は「廃棄物処理法が適用される」とされていますが、平成25年の通知では下記の様に記載されています。

【通知の該当部分を抜粋】

第四「廃棄物」が否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。

上記1の場合において廃棄物に該当しないと判断するに当たっては、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、「行政処分の指針」（平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号本職通知）第一の4の(2)において示した各種判断要素を総合的に勘案する必要があるが、その際には、次の点にも留意する必要があること。

- (1) 再生利用にあっては、再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- (2) エネルギー源としての利用にあっては、エネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者による当該利用が、発電事業、熱供給事業又はガス供給事業として確立・継続しており、売却実績がある電気、熱又はガスのエネルギー源の一部として利用するものであること。
- (3) 再生利用又はエネルギー源として利用するための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

なお、廃棄物該当性の判断については、上述の「行政処分の指針」第一の4の(2)の②において示したとおり、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。

今回の場合はポイントは「ただ単に買取してくれる企業ではなく、それが事業として確立・継続していること」という点です。なお、環境省の通知は法的拘束力が無いため、最終的な判断は、いつもの通り各自治体に委ねられることとなります。実際の運用の際は必ず、所管自治体に確認することをお勧めいたします。